

改正

平成19年3月28日告示第61号

平成23年4月1日告示第77号

肝付町行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、肝付町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、課長（課長に準ずるものを含む。）及び必要な職員のうちから町長が任命する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会の設置)

第5条 本部に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、別に定める分担の事項について調査研究し、計画立案する。
- 3 専門部会は、本部長が指定する職員をもって組織する。
- 4 専門部会長は、部会員の互選により選出し、部会を掌握する。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 専門部会は随時開催し、前条第2項に定められた事項を推進する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日告示第61号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第77号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。